

## 第7章 共通的・基盤的施策の推進

### 第1節 環境影響評価の推進

#### 1 環境影響評価

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うにあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価\***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、事業の実施が環境へ与える悪影響を事前に防止する上で極めて効果的な方法です。

府では「府環境影響評価条例」を制定し、大規模開発事業に対する審査・指導を実施しています。

#### 2 「京都府環境影響評価条例」の特徴

- ① 事業実施の早期段階における環境配慮を行うため、事業者は位置、規模等の複数案を検討段階において、環境面から比較、検討し、その結果を図書にまとめ、知事の意見を踏まえて事業の位置等を決定します（配慮書手続）。
- ② 環境に及ぼす影響の大きさは、事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できないため、環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています（スクリーニング）。
- ③ 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています（スコーピング）。
- ④ 対象事業については、その規模を環境影響評価法の1/2程度まで引き下げるとともに、林道、廃棄物焼却施設の整備等の事業を新たに加えています。
- ⑤ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対象項目にしています。
- ⑥ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施や工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています（事後調査）。

#### 3 審査案件（28年実施分）

環境影響評価法に基づき25年11月から手続きが始まりました「奈良線第2期複線化事業」について、28年3月14日から評価書の縦覧が行われました。

表3-55 手続きの概要

事業名称	奈良線第2期複線化事業
事業種類	普通鉄道の改良 複線化延長 14km
事業予定地	JR藤森～宇治、新田～城陽、山城多賀～玉水間
環境影響評価の主な手続き	28年3月 環境影響評価書縦覧

## 第2節 環境放射線監視・調査の充実

### 1 高浜発電所及び大飯発電所に係る周辺環境影響監視・調査

府では高浜発電所及び大飯発電所による放射線の影響を監視するため、府内31カ所の放射線測定所等(モニタリングポスト)において、年間計画に基づき空間放射線を常時測定するとともに、米や大根等、私たちの身近にある環境試料中の**放射能\***調査や発電所から排出される温排水が海洋環境に与える影響の調査を実施し、結果をホームページ等で公表しています。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」において、27年度についても「周辺環境に対する異常は認められず、環境安全上問題はなかった」旨の意見をいただいています。

図3-36 モニタリングポスト設置地点(27年度)



#### ①環境放射線監視結果

##### (1) 空間放射線空気吸収線量率等

###### ア 空間放射線空気吸収線量率\*

25年度から測定を開始した8カ所(日出、上司、地頭、上杉、八津合、盛郷、島、本庄)を含め、高浜及び大飯発電所のU-P-Z圏内にある14カ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の27年度における測定値(線量率の年平均値)は、29~50ナノ**グレイ\***/時(nGy/h)であり、これまでの測定値と比較して異常は認められませんでした。地域や季節による差異は認められたものの、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであると考えられます。

27年度における環境放射能測定車等による空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、17~51ナノ**グレイ\***/時(nGy/h)であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

###### イ 空間放射線積算線量\*

27年度、26カ所のモニタリングポイントにおいて**TLD\***による約3カ月毎の空間放射線積算線量の測定を行った結果、年間積算値は0.37~0.66ミリ**グレイ\***/年(mGy/y)であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

###### ウ 浮遊じん中の放射能

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定したところ、いずれも異常が認められませんでした。

##### (2) 環境試料の**核種\***分析結果

環境試料(浮遊じん、雨水・ちり、農畜産物、海洋生物等)についてガンマ線放出核種分析を行った結果、人工放射性核種であるセシウム-137が浮遊じん等から、またセシウム-134が浮遊じん及び生椎茸から検出されましたが、これは過去の核実験や福島第一原発事故等に由来するものと推定され、高浜発電所及び大飯発電所に由来する放射性物質の影響は認められませんでした。また、トリチウム濃度を陸水、海水等について測定しましたが、過去の検出値と同程度検出、若しくは検出されず異常は認められませんでした。

このほか、ストロンチウム濃度を陸水、牛乳、米、めばる等について測定しましたが異常は認められず、プルトニウム濃度についても陸土、海底沈積物、米を対象に測定しましたが異常は認められませんでした。

(3) **被ばく線量\***の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」（原子力安全委員会、13年3月）に基づき、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものと仮定して、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、27年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト\*/年（mSv/y）でした。

また、内部被ばく線量についても、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものと仮定し、その最大値を用いて「環境放射線モニタリング指針」（原子力安全委員会、20年3月）の計算式により試算したところ、27年度の内部被ばく線量は0.001mSv/yとなりました。

これらの結果は、「原子炉等規制法」で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1mSv/年を十分下回っていました。

②温排水影響調査

本調査は高浜発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域の水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするために、水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められませんでした。

なお、6回の調査のうち、高浜発電所の原子炉稼働中の調査は28年2月のみでした。この時、内浦湾内において湾外基準水温より1℃以上高い温排水が認められましたが、湾外への拡散は認められませんでした。

図3-37 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現例

